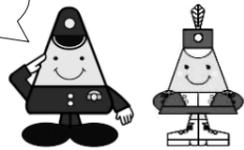


9月11日は
『警察相談の日』



警察の 相談ダイヤル #9110 一人で悩まず相談を!!

警察では、犯罪等による被害未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏についての相談に応じています。相談は無料で、秘密を厳守しますので安心して相談できます。

電話での相談は、

県民安全相談センター #9110 または 018-864-9110

におかけください。

『#9110』は、家庭の電話（プッシュ回線）や公衆電話、携帯電話、PHSでプッシュすれば全国どこからでも最寄りの警察総合相談窓口へ直接つながります。

このほか、最寄りの警察署住民安全相談所への相談は、各警察署の代表電話へお電話ください。

なお、警察では専門的立場から相談に応じる下記の電話があります。

レディース110番(性犯罪被害等の相談)	☎0120-028-110
やまびこ電話(少年の悩み事相談)	☎018-824-1212
チャイルド・セーフティ・センター相談電話(少年の悩み事相談)	☎018-831-3421
サイバー犯罪110番(サイバー犯罪の相談)	☎018-865-8110
覚せい剤・サラ金・悪徳商法110番	☎018-823-0110
暴力追放110番(暴力団に関する相談)	☎018-862-0110

消防署からの
お知らせ

老朽化した消火器の破裂事故に注意しましょう

全国各地で老朽化した消火器が破裂し、死者や負傷者の発生する事故が多発しています。家庭、職場等で消火器の点検を徹底するようお願いいたします。

●消火器の点検事項

- ・サビや傷、変形はないか
- ・部品の脱落、破損、ゆるみはないか
- ・風雨にさらされていないか
- ・湿潤な場所に設置していないか

●このような消火器には注意

- ・消火器にサビ、傷、変形があるもの
(特に本体の底部、キャップ部)
- ・キャップにゆるみがあるもの
- ・本体に表示してある耐用年数を過ぎたもの

●古い消火器、不要になった消火器の廃棄は？

- ・消火器販売店、消火器を点検している消防設備業者に直接お問い合わせください
- ・自ら消火器の解体、内部の放出等は絶対に行わないでください
- ・粗大ごみや一般ごみに出さないでください
- ・消防署では、廃棄処分等はしておりません

ご不明な点がございましたら、お近くの消防署へお問い合わせ下さい。

■問合せ先 八峰消防署予防担当 ☎76-3119



国民健康保険被保険者証の更新について

現在国保に加入されている皆さんの平成25年10月1日から使用する新しい被保険者証は9月下旬に世帯単位で郵送します。

被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

受診される方は次のことを必ず守ってください。

- 1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成25年10月1日以降新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付しておりますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 3 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 4 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。



◎資格異動の手続きのときは

社会保険等への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場町民生活課保険年金係へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を役場町民生活課保険年金係へ持参してください。

■問合せ先 八峰町町民生活課 保険年金係 ☎76-4614

住宅・土地統計調査が行われます

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

統計調査員が調査世帯へ調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入、又は、インターネットでの回答をお願いします。

なお、調査により集められた調査票の記入内容は、「統計法」によって厳重に保護されます。調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用することは絶対にありません。これらの行為は、「統計法」により固く禁じられていますので、安心してありのままをご記入くださるようお願いいたします。

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603

ひとつひとつの住まいの今が、確かな未来を描きます。



震災後初の、住まいに関する大切な調査です。

インターネット回答も可能です。

◎住まいから 描く日本の 未来地図
平成25年 10月1日(火)
住宅・土地統計調査

一定の統計上の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に、調査員がお伺いします。ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答下さい。調査の結果は、皆さまの暮らしに役立てられます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

総務省統計局 都道府県・市区町村 からのお知らせです